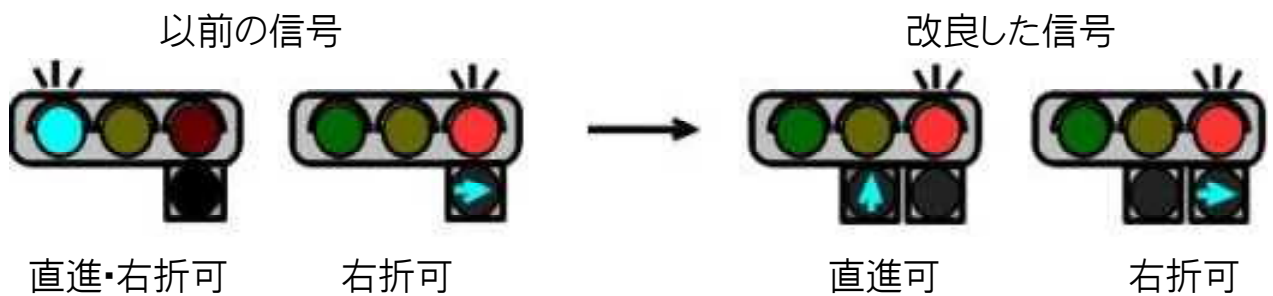


六丁目交差点の信号機 (交通整理)が変更されました。

近年六丁目交差点は、県内で最も多くの人身交通事故が発生しており、皆さまの安全のため、信号機を改良しました。

以前は、国道4号を通行している直進車と右折車は「青色の信号」で同じタイミングで通行できましたが、改良を行い、直進車と右折車が別々のタイミングで通行するようになりました。



Q1 信号機はどのように変わったの？

国道4号の車両用信号に「直進の矢印」を増やしました。
これにより青色の信号灯火が点灯しなくなるので「直進車」と「右折車」はそれぞれの青色の灯火の矢印に従い進行するようになりました。

Q2 信号機はいつ変わったの？

令和3年2月24日(水)から切り替わりました。

Q3 何の目的で改良したの？

安全対策のために改良しました。
これにより、右折車と直進車、右折車と横断自転車・歩行者が交錯することがなくなりました。

信号機の改良により、交通の流れが変化しております。
通行に際しては、**出発時間を早める**など、ご対応をお願いします。
通行される皆さまへの安全対策となります。
御理解と御協力をお願いいたします。

宮城県警察本部
交通部交通規制課
担当 安全施設係
022-221-7171(内線:5197)